

健康教育専門士課程（総合社会学科 ※健康・スポーツ社会領域のみ）

1. はじめに

健康教育専門士とは「個々人の心身の状態に応じた、安全で効果的な生活習慣改善活動を実施するためのプログラムの作成及び指導を行う者」のことです。保健医療関係者、健康推進員など地域の人的資源と連携しつつ安全で効果的な生活習慣改善活動を実施するためのプログラム作成及び実践を行います。特定健診・特定保健指導において、地域のポピュレーションアプローチを担い活躍できる人材として期待されています。

2. カリキュラム

健康教育専門士資格の取得には、以下に定める必修科目 11 単位の単位取得と「学外学習修了証」を必要とします。

※下記科目に変更がある場合は、別途掲示しますので、注意してください。

資格認定に関わる科目群	授業科目	配当 セメ	単位数		小計
			必修	選択必修	
健康教育基本科目群	健康とライフスタイル	1	2		5
	レクリエーション実技	4	1		
	現代生活と保健衛生	3	2		
健康教育実習科目群※	社会共生実習 A・B	5・6	4		4
社会調査基本科目群	質的調査法	3		(2)	2
	量的調査法	4		(2)	
合 計			5	6	11

※健康教育実習科目群は、その実習内容において、健康（広義の意味での健康）な社会の実現に関連する、または活用できる実習でなければなりません。



学外学習	国民健康保険制度について	・9月頃に「滋賀県国保連合会」にて受講する。
	医科・歯科・調剤レセプトの知識	・受講方法は決定次第、掲示板等で周知する。

- (1) 健康教育専門士の資格を取得するためには、必ず「学外学習」を受講し、「学外学習修了書」の交付を受けなければなりません。
- (2) 上記科目に先修条件はありません。
- (3) 上記科目に変更がある場合は、掲示しますので注意してください。

3. 「健康教育専門士」資格の認定

所定の科目を履修し、「学外学習修了証」を取得した学生に対し「健康教育専門士」を認定します。